

915  
受付  
19.12.17  
七場部

半期報告書の適正性に関する確認書

平成 19 年 12 月 12 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 齊藤 惇 殿

本店所在地 神戸市中央区明石町 32 番地

会社名 明治海運株式会社 印

(コード番号 9115 東証第一部)

代表者の

役 職 代表取締役社長

氏名(署名)

内田 和也 印

当社の代表取締役社長である内田和也は、当社の平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの第 154 期事業年度の中間会計期間（平成 19 年 4 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日）に係る半期報告書の提出時点において、当該半期報告書に不実の記載がないものと認識しております。不実の記載がないと認識するに至りました理由につきましては、以下のとおりです。

記

1. 財務諸表等の作成にあたり、業務分担と責任部署が明確化されており、責任部署において適切な業務体制の構築がされております。また、半期報告書の作成各部署は、開示に関する規制の改廃、会社の経営に関する状況の変化等を適時に把握し、的確に半期報告書に反映させております。
2. 全ての重要な情報は、適宜経営者に報告されており、また、その情報は半期報告書の作成を担当する経理部門および総務部門に伝達されております。
3. 経理部門では、「企業内容等の開示に関する内閣府令」、「海運企業財務諸表準則」、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」および「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に基づき財務諸表等を作成しております。且つ、作成にあたり、適宜会計監査人の助言ならびに監査を受け、適正な処理がなされております。
4. 会計監査人と監査役とは、適宜意見交換の機会をもうけており、会計監査人は、必要に応じて問題点の改善・是正に関する提言と共に、監査役へ報告する体制が構築されております。
5. 監査役会は、社内業務手続が適正に行われていることを適宜確認し、経営者への報告がなされております。
6. 内部監査に関しては、内部監査室を独立した組織として設置しており、口頭もしくは書面による質問から諸資料の閲覧、現場視察に至るさまざまな方法を用いて行っております。また、監査結果については、随時経営者に報告する体制が構築されております。

以 上